

食品安全委員会プリオン専門調査会

第132回会合議事録

1. 日時 令和6年11月22日（金） 10:00～11:59

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

- (1) ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について
- (2) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について
- (3) その他

4. 出席者

（専門委員）

横山座長、今村専門委員、岩丸専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、
筒井専門委員、中村桂子専門委員、花島専門委員、松田専門委員

（専門参考人）

中村優子専門参考人

（食品安全委員会）

山本委員長、祖父江委員

（事務局）

中事務局長、及川事務局次長、古田評価第二課長、寺谷評価調整官、
水野課長補佐、小財評価専門官、岡田技術参与

5. 配布資料

- | | |
|--------|--|
| 資料 1 | ベルギー評価書（案） |
| 資料 2 | 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）評価書（案）たたき台「Ⅰ．背景～Ⅲ．評価の前提（１．BSEの現状まで）（案）」 |
| 資料 3 | SRM評価書目次（案）新旧対照表 |
| 資料 4 | 牛脊柱の喫食（ばく露）状況に係る情報収集について（案） |
| 参考資料 1 | ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る厚生 |

- 労働省からの諮問文書（令和５年６月２８日付け厚生労働省発生食０６２８第１号）
- 参考資料２ 牛海綿状脳症（ＢＳＥ）国内対策の見直しに係る厚生労働省からの諮問文書（平成２７年１２月１８日付け厚生労働省発生食１２１８第１号）
- 参考資料３－１ SRMの範囲の見直しに係る評価の考え方（案）（２０２０年１１月１２日第１２０回プリオン専門調査会資料）
- 参考資料３－２ 起草委員による検討の概要（２０２４年６月２７日第１３１回プリオン専門調査会資料）
- 参考資料３－３ 評価の考え方（案）（２０２４年６月２７日第１３１回プリオン専門調査会資料）
- 参考資料４ 牛せき柱の使用実態等（２００３年８月２９日第１回プリオン専門調査会参考資料）

６．議事内容

○横山座長 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、第１３２回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

まず、事務局から現在の出席状況の報告をお願いいたします。

○水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方におかれましては、お忙しいところ、会議に御参加いただきましてありがとうございます。

本日の会議は、ウェブ会議システムを併用した形で公開で開催をしております。また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

本日の会議につきましては、９名の専門委員に御出席いただいております。

欠席の専門委員は高尾専門委員です。

また、中村優子専門参考人に御出席いただいております。

先般、食品安全委員会の委員の改選がございましたので、その報告をさせていただきます。山本委員を除いた６名の委員については、６月末で３年間の任期が満了し、７月１日付で新たに祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員が任命され、浅野委員、松永委員が再選をされました。また、委員長には山本委員、委員長代理には浅野委員、祖父江委員、頭金委員が選出されました。

本日、食品安全委員会からは２名の委員が御出席です。

このたび委員長に就任されました山本委員長でございます。

○山本委員長 皆さん、おはようございます。私だけ任期が１年半ずれているものですから、今回の再任とかには関係なかったのですが、委員長としてまたこれからやらせていただくことになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○水野課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、新任の祖父江委員でございます。

○祖父江委員 7月から常勤の委員をさせていただきます祖父江です。公衆衛生の担当ですけれども、疫学を専門としております。よろしくお願いします。

○水野課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、事務局の人事異動について御報告いたします。

評価第二課長であった前間が異動しまして、7月5日付で後任として古田が着任をしております。

○古田評価第二課長 おはようございます。農林水産省から参りました古田と申します。どうぞよろしくお願いします。

○水野課長補佐 ありがとうございます。

本日、ウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御参加いただく方への注意事項を簡単にお伝えいたします。

発言者の音質向上のため、発言しない際にはマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。御発言いただく際ですけれども、こちらのお配りしているカードの挙手のカードを御提示いただきますか、ウェブ会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。発言の最後には「以上です」と御発言をいただきまして、マイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

音声接続不良や通信環境に問題がある場合には、カメラをオフにすることや、再入室により改善する場合もございます。マイクが使えない場合には、ウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせをお願いいたします。全く入室できなくなった場合には、お手数ですが事務局までお電話をいただきますようお願いいたします。

また、議事中、議決事項等に関する意思確認をいただくことがございますが、御賛同の場合には、事前にお送りしております同意カードを御提示していただくか、手で丸をつくる、もしくは御意見がある場合には挙手カードを使用していただくなど、意思表示のほうをよろしくお願いいたします。

以上がウェブ会議における注意事項となります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございます。

続きまして、事務局から本日の議事と配布資料について説明をお願いします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事と配布資料について確認をさせていただきます。

本日の議事ですが、「ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について」、「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について」及び「その他」でございます。

本日の資料ですが、議事次第が1枚、専門委員名簿が1枚、このほか資料が資料1から資料4までの4点と、参考資料が参考資料1から参考資料4までの6点、また机上配布資料として2点お配りしております。

配布資料の不足等はありませんでしょうか。何かありましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○横山座長　続きまして、利益相反の確認となります。専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、事務局から報告をお願いいたします。

○水野課長補佐　それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告をいたします。

先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○横山座長　ありがとうございます。

先生方から御提出いただいた確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりで皆さんよろしいでしょうか。

(専門委員同意)

○横山座長　よろしいですね。どうもありがとうございます。

それでは早速、議事(1)「ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について」から始めたいと思います。

まず、これまでの経緯と、前回3月7日に開催された第129回プリオン専門調査会での審議内容について簡単に振り返りたいと思います。

まず、本件は、昨年6月28日付で厚生労働省から、ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価についての諮問がありました。8月3日に開催された第124回プリオン専門調査会において、厚生労働省より本諮問の背景、諮問事項の内容について説明をいただいております。その後、起草委員の作成した評価書(案)について、前回、第129回プリオン専門調査会において審議をいただいたところです。評価の考え方につきましては、本諮問では、牛について「30か月齢以下」と「月齢制限なし」を同時に評価依頼されており、これまでの他のEU加盟国の評価実績を踏まえて、2019年1月評価と同様の考え方に基づき、輸入禁止から月齢制限なしとした場合のリスクを評価すること、また、めん羊及び山羊については、2016年1月評価の考え方に準じて実施することについて、皆様より御同意をいただきました。

評価書(案)の内容につきましては、ベルギーで講じられているリスク管理措置及びBSEの発生状況等、幾つかの項目において追加で厚生労働省より確認が必要な箇所があったことから、必要な事項について厚生労働省を通じてベルギーに対して追加資料の要求を行い、その追加資料が提出され次第、回答に基づき評価書(案)を再度整理した上で、リスク管理措置の点検、食品健康影響評価のパートも含めて審議いただくことになっておりました。

今般、厚生労働省より追加の資料提出があり、これらを基に再度起草委員による評価書（案）の整理、取りまとめを行いましたので、本日はこちらについて皆様に御審議いただくとともに、最後のパートである「V. 食品健康影響評価」についても併せて審議をお願いしたいと思います。

まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小財評価専門官 事務局でございます。

それでは、説明させていただきます。資料1、机上配布資料1、机上配布資料2を御用意いただければと思います。評価書（案）の作成に当たりましては、追加で厚生労働省へ確認を行っていた事項及びその回答につきまして、その内容を机上配布資料1としてまとめております。

まず、資料1を御覧ください。厚生労働省から追加で提出されましたデータに基づいて追記、修正されたところについては黄色ハイライトまたは赤字でお示ししておりますけれども、そちらの御説明をさせていただきます前に、まずは前回の審議で御説明させていただいたところも含めて評価書（案）全体に関わる冒頭部分について御説明させていただきます。

まずは資料1の7ページを御覧ください。こちらは「2. 諮問事項」が記載されております。内容としましては、（1）牛の肉及び内臓につきましては、①月齢制限について、現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合、現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合の両方についてと、②SRMの範囲について、現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱」と設定することに変更した場合のリスクを評価することについて諮問されております。

（2）めん羊及び山羊の肉及び内臓については、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を12か月齢超の頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」とした場合のリスクを評価することについて諮問されております。

続きまして、8ページを御覧ください。「II. 評価の考え方」です。1. が「牛の肉及び内臓について」となっております。こちらは先ほど座長より、2019年1月評価と同様の考え方に基づき、「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合のリスクを評価することについて、前回の専門調査会で同意されたと御説明がありましたけれども、こちらに具体的な内容が記載されております。2019年1月評価の内容につきましては、21行目の（1）以下のところにそのまま引用して記載しておりますけれども、29行目の①には、SRMの除去やと畜前検査等の食肉処理に関連したリスク管理措置を適切に行うことによって、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによる変異型クロイツフェルト・ヤコブ病発症の可能性が極めて低い水準に達していると言えるかについて、以下の知見を踏まえ検証したという旨が記載されております。

こちらにつきましては、次のページ、10ページの（2）、4行目に記載しておりますとおり、2024年10月末現在、2019年1月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はない

め、今回の評価に関しましては、9ページに戻っていただきまして、10行目、②以下に示しておりますとおり、①の前提となりますリスク管理措置がベルギーにおいて適切に行われているかというところを点検することとされました。

また、めん羊及び山羊の肉及び内臓につきましては、座長より御説明があったとおり、10ページの12行目にありますように、2016年1月に実施した「めん羊及び山羊のBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価」に準じた評価を行うこととされました。

これ以降につきましては、前回の専門調査会から、厚生労働省から追加で提出されたデータに基づいて追記された箇所を中心に御説明しようと思っておりますけれども、11ページから19ページにかけましては、国際的な基準や各国の規制の改正等に伴った修正がございますので、まずはその部分について先に御説明させていただきます。

まず、11ページの図1ですけれども、非定型BSEにつきましては、昨年5月のWOAHコードの改正によりまして、WOAHへの通報義務がなくなったことに伴いまして、現状の集計状況を追記しております。

次に、16ページに行ってくださいまして、表2ですけれども、こちらは日本において、本年10月より牛肉骨粉等の鶏・豚用飼料への利用が可能となったことに伴う修正がございます。

次に、17ページ、表3ですけれども、日本において牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針が改正されまして、本年4月に施行されたこと、また、カナダのサーベイランス体制が変更されていたことに伴う修正がございます。

続きまして、20ページを御覧ください。これ以降が前回の専門調査会から、厚生労働省から追加で提出されたデータに基づいて記載されている部分ですので、その部分を中心に説明させていただきます。

まずは36行目、③としましてレンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策のパートですけれども、こちらは21ページの7行目から追記事項がございます。こちらの内容に関しましては、資料が変わるのですけれども、机上配布資料1の2ページ、2.の(2)を御覧いただければと思います。こちらにありますように、EUにおいては、豚由来加工たん白質の鶏用飼料への利用、また、鶏由来加工たん白質の豚用飼料への利用が解禁されましたので、牛用と鶏・豚用飼料の両方を取り扱っている飼料工場が存在するか、また、ある場合には、交差汚染防止対策が講じられているかというのを確認していたところ、鶏由来加工たん白質を含む豚用飼料を製造する施設が5施設認定されていたので、その旨を記載しております。ただ、こちらの施設については、他の家畜用飼料は製造されていないという回答でしたので、資料1にはその旨が追記されております。

続いて、資料1に戻っていただきまして、21ページ、11行目ですけれども、④としましてレンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況のパートです。こちらを確認内容につきましては、机上配布資料1を御覧ください。2ページの2.(1)、また3ページの(3)、(4)にありますように、レンダリング施設や飼料工場の最新の数や検査結果、

不適合事例の詳細等について不足がありましたので、内容を確認しておりました。これらの結果を受けまして、資料１に戻っていただきまして、21ページの12行目からですが、2022年8月末時点で、反すう動物を取り扱っているレンダリング施設は26施設であること。19行目からは、2011年から2021年までの11年間の立入検査の結果、立入検査が行われたレンダリング施設延べ187施設のうち、不適合事例が確認された施設は67施設であったが、書類の不備や微生物汚染等によるもので、禁止物質等混入事例は認められなかったこと。続いて、22ページ、12行目、こちらは飼料工場における立入検査とサンプリング検査の結果ですが、不適合事例の内容は、原材料の物理的分離が不十分であったことですか、表示の不備、養魚用飼料における反すう動物由来たん白質の検出等によるもので、禁止物質等混入事例は認められなかった。なお、養魚用飼料における反すう動物由来たん白質の検出事例では、当該飼料及び原料の回収措置が取られていることが追記されております。

なお、同じく22ページの5行目の赤字部分は、起草委員により実情に合わせて御修正いただいております。

また、これらの立入検査の結果につきましては、次のページですが、23ページに表にまとめております。こちら厚生労働省からのデータを受けまして、赤字部分を追記しているという状況でございます。また、評価書（案）全体を通しまして、各表に小計を入れたほうがよいのではないかとこの起草委員からの御意見を踏まえまして、表5、6、7についても小計を追加しております。これらの対応につきましては、これ以降の表についても同様にしております。

続きまして、24ページを御覧ください。（3）でBSEサーベイランスの概要が記載されておりますが、11行目の終わり部分ですが、また机上配布資料１を御覧いただきまして、1ページの1.（1）にありますように、現在のベルギー原産牛に関するBSE検査対象月齢を確認しておまして、その回答を基に評価書（案）に戻っていただきまして、24ページの12行目からですが、現在、ベルギー原産牛においては、48か月齢超の緊急と畜牛及び死亡牛、12か月齢超の臨床的にBSEが疑われる牛が検査の対象であることが追記されております。

また、25ページの表8に関しましても、提出データに合わせまして更新し、また、小計も追記しているという状況でございます。

続きまして、26ページを御覧ください。（4）BSE発生状況です。①が発生の概況ですが、こちら机上配布資料１の3ページの2.の（5）にありますように、非定型BSEに関しまして、ベルギーにおける最新の発生状況を確認しておりました。その回答を受けて、評価書（案）に戻っていただきまして、26ページ、5行目には、ベルギーにおける全ての陽性牛は定型BSEであることが追記されております。

続きまして、29ページから31ページに関しましては、BSE対策の点検表となっておりますが、こちらは今まで御説明しました状況を踏まえまして、前回は不足しておりました。

た部分と、31ページ、最後のまとめ部分が追記されております。

以上が牛におけるリスク管理措置の点検の結果の概要となっております。

続きまして、評価書（案）の32ページを御覧ください。「IV. リスク管理措置の点検（めん羊及び山羊）」でございます。

3行目、（1）国内安定性及びサーベイランスについては、机上配布資料1を御覧いただきまして、1ページの1.（2）にありますように、SRMの範囲について、EU規則と同様か確認したところ、EU規則の定義がベルギーにも適用されるということから、再度評価書（案）に戻っていただきまして、32ページの5行目から、その内容が記載されております。また、同じページの17行目、（2）としましてBSEの発生状況ですけれども、ベルギーにおいて摘発されているBSEは全てスクレイピーでありまして、BSEではないということから、起草委員より次のページの表10と誤解が生じないような記載に御修正いただいております。また、33ページの表10に関しましても、小計の追記とデータの更新をしております。

続きまして、34ページを御覧ください。「2.「食肉処理に関連したリスク」に係る措置」でございます。こちらに関しましては、机上配布資料1の2ページですけれども、1.（3）にありますように、めん羊及び山羊のSRMの規制開始時期等が牛と同様かを確認しております。その回答を受けまして、再度評価書（案）に戻っていただきまして、34ページですけれども、めん羊及び山羊についても牛と同じく1998年よりSRMを除去することが義務づけられている。前述のとおりめん羊及び山羊のSRMは12か月齢超または永久切歯が萌出している動物の頭蓋及び脊髄である。SRMの範囲は異なるものの、と畜場におけるSRMの除去、SSOP及びHACCPの遵守状況については牛と同様であると追記されております。

厚生労働省からのデータを受けまして、追加した部分は以上となるのですけれども、続きまして、ここで机上配布資料2のほうを御覧いただければと思います。こちらにまとめておりますように、非定型スクレイピーのヒト化Tgマウスへの脳内接種に関する知見が今年公表されたところです。もとの論文に関しましては、皆様に参照としてお配りしているところです。本研究の内容としては、非定型スクレイピーのヒトへの伝播のリスクを評価するために、野外及び実験室分離株をヒトプリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスに脳内接種しまして、その性状等を検討したというものでございます。

結果としましては、初代継代では臨床症状やPrP^{Sc}の蓄積は確認されませんでした。2継代目で1匹が、その後の3継代目では臨床症状及び脳におけるPrP^{Sc}の蓄積が確認された一方で、脾臓においてはPrP^{Sc}の蓄積は確認されなかったという知見となっております。

スクレイピーにつきましては、食品安全委員会の2016年1月評価において、同じく机上配布資料2の1ページ目の下に評価書の内容を抜粋しておりますけれども、スクレイピーに関する感染実験では、ヒトPrPを発現するトランスジェニックマウスやヒトへの脳内接種により、スクレイピーの伝達が見られたとの報告がある。一方、経口投与ではこれらの動物にスクレイピーの伝達が見られたという報告はない。また、スクレイピーはこれまで数世紀の間、めん羊及び山羊に発生してきたが、人への健康影響を示唆する疫学的知見

はないとしております。

また、裏面を御覧いただければと思います。2つ目の○にありますように、ヒトPrPを過剰発現するトランスジェニックマウス及びサルへのスクレイピーの伝達を示唆されている。脳におけるヒトPrPの発現レベルが野生型マウスの内在性PrPと同程度であるトランスジェニックマウスへの伝達が見られた報告はない。さらに、ヒトPrPを発現するトランスジェニックマウスまたはサルへの経口投与においてもスクレイピーの伝達が認められたとの報告はない。スクレイピーは250年以上前からめん羊及び山羊に発生が確認されている疾病であるが、スクレイピーによる人への健康影響を示唆する疫学的知見は、2015年10月末現在、確認されていないとしております。

これらを踏まえまして、2016年1月評価への影響につきまして、これまで定型スクレイピーが脳内接種によりヒトPrPを過剰発現するヒト化Tgマウスに伝達するという知見が確認されている。本論文は非定型スクレイピーを用いたヒト化Tgマウスに対する脳内接種実験であるが、現時点では、これらの実験動物に経口投与によりスクレイピープリオンが伝達するという報告は確認されていない。

次の2ポツ目ですけれども、2016年1月評価時と同様に、現時点では、スクレイピーが人への健康影響を示唆する疫学的知見は確認されていないということから、本論文が2016年1月評価における見解に影響を及ぼす新たな知見ではないと考えて問題ないか起草委員の先生方に御意見をお伺いしたところ、特段の意見はないとコメントをいただいております。つきましては、このような考えでよろしいか、御意見をいただければと考えております。

そして、こちらの考えで問題ないということでありましたら、再度評価書（案）のほうに戻っていただきまして、35ページですけれども、「V．食品健康影響評価」について御審議いただきたいと考えております。こちらの部分につきましては、適宜主要な部分を読み上げさせていただきます。

まず、2行目から、食品安全委員会プリオン専門調査会は、「II．評価の考え方」に示す事項について検討し、以下のとおり整理した。

5行目からですけれども、「1．牛の肉及び内臓について」、(1) SRM除去等の食肉処理に関連した人のプリオン病のリスクについては、「2024年10月末現在、「定型BSE感染牛の体内においては、現在のSRM以外の組織に分布するPrP^{Sc}は極めて少ない。したがって、と畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば現在SRMとして設定されている範囲が不十分であることを示す知見はない」とした2019年1月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はない。」

続きまして、13行目、(2) リスク管理措置の点検のうち、①「生体牛のリスク」に係る措置につきましては、15行目から点検の内容を記載しておりまして、21行目から、ベルギーでは、「飼料規制が強化された2001年以降に生まれた牛で定型BSEの発生は確認されおらず、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているものと判

断できる。」

続きまして、25行目、②「食肉処理に関連したリスク」に係る措置については、「SRM除去は、食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在SRMとして設定されている範囲を適切に除去されていることを確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、BSE臨床症状が疑われる牛はフードチェーンから排除される。」

また、結論が33行目からになっておりますけれども、「以上から、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。」

続きまして、36行目、(3) BSEの人への感染リスクですけれども、「ベルギーにおいては、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているものと判断できるため、当該措置が現状と同等の水準で維持されている限りにおいては、今後も定型BSEが発生する可能性は極めて低いと推定できる。」としております。

続きまして、36ページの7行目ですけれども、「上記(2)②の点検結果に記載のとおり、ベルギーにおいては、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されているものと判断できる。」としております。

続きまして、11行目からがまとめとなっております。「上記に示すリスク管理措置の適切な実施に加え、2019年1月評価と同様に牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、食品安全委員会プリオン専門調査会は、ベルギーから輸入される牛の肉及び内臓について、「①月齢制限を現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」とし、②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱」とした場合のリスク」に関し、諮問のとおり輸入条件を設定したとしても、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと考える。」としております。

「なお、非定型BSEについては、「定型BSEに対して実施されるものと同様の適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓の摂取に由来する非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いものとする」とした国内評価における見解に影響を及ぼす新たな知見はない。」としております。

これを踏まえまして、28行目からが(4) 評価結果となっております。「ベルギーから輸入される牛肉及び牛の内臓について、①月齢制限を現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。また、②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。

本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去に関する制度の変更を含めた規制状況について、積極的かつ継続的に情報を収集する必要がある。」としております。

続きまして、37ページに行きまして、こちらが「2. めん羊及び山羊の肉及び内臓につ

いて」です。

「現時点では、めん羊及び山羊におけるBSEの発生が、英国及びフランスで確認された飼料規制強化前に出生した山羊の2例のみであること、BSEの感染源及び感染経路を踏まえると、めん羊及び山羊におけるBSEリスク管理措置としては飼料規制が極めて重要と考えられる。このため、現行の反すう動物に対する飼料規制の実効性が維持されることを前提とし、めん羊及び山羊におけるBSEの人への感染リスクを踏まえると、ベルギーに関しては、めん羊及び山羊の肉及び内臓に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難い。

したがって、諮問内容のうち、めん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件に関して、現在の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。

本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去に関する制度の変更を含めた規制状況について、積極的かつ継続的に情報を収集する必要がある。」としております。

評価書（案）の内容に関する説明は以上となるのですが、こちらの評価書（案）、27ページに戻っていただきまして、「3.「食肉処理に関連したリスク」に係る措置」、(1) SRM除去、①SRM除去の実施方法等の部分に関しまして、前回の専門調査会で斉藤専門委員より、脊髄の除去を背割り後に行うことについて御質問いただいておりますので、各国における脊髄の除去状況について報告したいと思います。

今、共有しようと思うのですが、少々お待ちください。

これまでの評価書における背割り前後の脊髄の除去状況について画面でお示ししておりますが、こちらにまとめておりますように、脊髄の除去に関しましては、背割り前後どちらでも行われている場合があります。ただ、いずれの場合も最終的には検査官が除去状況を確認しているという状況でございました。

以上で報告は終わらせていただきます。説明が長くなりましたけれども、審議のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局から評価書（案）について御説明いただきました。机上配布資料2のスクレイピーの説明のところで、感染実験はあくまでヒトPrPを発現するトランスジェニックマウスとサル脳内接種についてであり、ヒトについては疫学的な状況証拠を基に判断をしているということで、少し言い間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

あと、起草委員の岩丸専門委員より何か補足等ございましたらお願いいたします。いかがですか。

○岩丸専門委員 岩丸ですが、補足はございません。

以上です。

○横山座長 事務局から、高尾専門委員のコメントがもしございましたら、あわせてお願いいたします。

○水野課長補佐 事務局ですけれども、起草委員の高尾専門委員は本日御欠席でございますが、資料１に関して特段御意見はないということを御連絡いただいておりますので、御報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございます。

基本的には、これまでの食品安全委員会の考え方に基づいた評価書（案）となっておりますけれども、まず、追加された確認事項以外の部分については、前回、129回プリオン専門調査会において一度審議いただいておりますので、本日は厚生労働省からの回答を踏まえた修正案を中心に審議をいただきたいと思います。

評価書案の20ページから23ページの部分になりますけれども、まず、20ページのⅢ.の「2.「生体牛のリスク」に係る措置」に係る内容として、③のレンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策に関連して、21ページ、7行目から鶏由来加工たん白質を含む豚用飼料を製造する施設の記述、それから④レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況に関連して、レンダリング施設の立入検査における不適合事例の詳細、同じく④に関連しまして、飼料の検査結果における不適合事例の詳細について追記をしております。

また、23ページ、表5、6、7につきましては、小計を追加しています。

まずこの部分につきまして、各委員の方より御質問または御意見等がございましたら、お願いいたします。

また何かありましたら、後ほどでも結構なので、続きまして、24ページ以降、(3)のサーベイランスによる検証について、25ページ、表8の小計を追加していただいているということと、その前、24ページでは、現在のベルギーにおけるBSE検査対象牛を追記しております。

それから、26ページの5行目、6行目に、確認されたBSEは全て定型のBSEであるということが確認されたということで、その部分を追記しています。

これらについて、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

ここも特に問題になる箇所ではないと思いますけれども、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

続きまして、29ページから31ページの部分について、表9の点検表の内容について確認をお願いいたします。今回の確認事項の内容を踏まえまして、レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策、それから、その下のレンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率、この項目についてチェックを入れ、31ページのまとめに反映させております。ここについても御質問または御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。ここは今回の回答を踏まえた判断の一つになるかと思いますが、先ほど説明がございましたとおり、ベルギーにおけるリスク管理措置の遵守状況については、不適合事例については全て改善が図られており、禁止物質等の混入事例がなかったということで、問題は確

認められなかったというふうに考えた結果の判定となります。よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、特段に御意見なしということで、続きまして、32ページから34ページのめん羊及び山羊に関する内容になります。まず、先ほど説明がありましたとおり、32ページにはめん羊及び山羊のSRMの範囲、それからスクレイピーに関する検査の実施状況と、めん羊及び山羊のBSEの発生の有無について記載をしています。めん羊及び山羊についても、牛と同様に管理措置が講じられているということが確認できました。この部分について何か御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですかね。

それでは、個々のパートについては特段御意見がなかったということになりますけれども、全体を通じて、これまでのパート、前回の部分も含めて、本評価書（案）について御意見等が何かございましたらお知らせください。よろしくお願いします。

お願いします。

○筒井専門委員 ちょっと私もよく分からないので質問なのですが、11ページに世界の発生数とありますね。めん羊、山羊で2頭のBSEの発生があったということなのですか。

○横山座長 これはあくまで牛の発生数ですね。

○筒井専門委員 牛の発生数。ということは、めん羊はまた別で取っている。

○横山座長 スクレイピーの発生頭数ということですか。

○水野課長補佐 事務局でございますが、11ページに載せさせていただいているのは牛の世界の発生状況になりまして、めん羊の世界の発生状況といったものについては、この評価書（案）の中では特段お示しはしていないところです。ベルギーの国に関するスクレイピーの発生状況については、33ページに、ベルギー国内の発生状況についてはTSEのサーベイランス頭数ということで表10でお示しをしているという形になっております。

○筒井専門委員 というふうに理解はしたのですが、最後の37ページで、めん羊におけるBSEの発生が2例というふうに書いているので、ちょっとそれが唐突に出てきたので、ここに注釈か何かで、めん羊については2例というふうに書いておいたほうがいいのではないかなと思ったので。

○水野課長補佐 ありがとうございます。2016年1月評価の中でそれを説明しているということで、ここで唐突に出てきているのかもしれないですが、おっしゃるとおり分かりにくいという御指摘だと思いますので、そこは補足をして修正するような形でよろしいでしょうか。

○横山座長 筒井専門委員、それでいいですか。

○筒井専門委員 いいですよ。

○水野課長補佐 申し訳ございません。そうしましたら、また記載案につきましては事務局のほうで追記をした上で、先生方に御確認いただければと思いますので、よろしくお願

いいいたします。

○横山座長 佐藤先生。

○佐藤専門委員 ちょっと確認なのですが、25ページの表8なのですが、テーブルで出ているもので、健康と畜牛で2013年から検査廃止と書いてあるのですが、検査廃止後も数が入っているのです。この意味ってどういう意味ですか。

言っていることは僕も分かっているのです。でも、文言としてちょっと紛らわしいかなと。検査廃止と書いているのに数が入っているのは、ちょっと文言として分かりにくくなっているのではないかなと思っているのですけれども、その辺はどうでしょう。

○横山座長 分類としては、と畜検査の前の生体検査で異常が認められたために検査に供された牛という。

○佐藤専門委員 もちろん分かっています。それはそうなのですが、ただ、表記としてすごく分かりにくいなと思っただけなのです。

○横山座長 何かいい案はありますか。

○佐藤専門委員 いや、アイデアがないので聞いています。すみません。恥ずかしながら。

○水野課長補佐 恐らく先生方がおっしゃる内容で問題ないとは思うのですが、一応ベルギー側に確認をした上で、補足ができるようであれば補足をするというような形でもよろしいでしょうか。

○佐藤専門委員 この表を見た人に語弊がなければ、それで全然構いません。多分、委員の先生たちはほとんど分かっていると思うのですが、例えばこれが出たときに間違いがあったり、そういうのがないような形がベストだと僕は思っているだけです。ミスがあるとかそういうことではないです。この表を見て、間違った解釈を持つような人がいると困るということです。

以上です。

○水野課長補佐 事務局ですが、そうしましたら、先生がおっしゃるような誤解がないような形で追記をするという方向で調整させていただくような形でよろしいでしょうか。

○佐藤専門委員 お願いします。

○横山座長 要は、臨床的にBSEを疑って検査した牛が健康と畜牛に含まれるかどうかということですね。

○佐藤専門委員 そのとおりです、先生。そのとおりなのです。ただ、表記が難しく、説明すると物すごく長くなってしまうので、そこは難しいなと考えているところなのです。

以上です。

○横山座長 それを注釈でこの表に入れる。恐らくベルギーだけではなくて、今後、例えば似たような評価を依頼されたときに、同じような形が出てくると思うので、今、と畜前の生体検査で臨床的にBSEが疑われる牛についてはこの項目に含まれている、その数字がここに出ているというようなことを表記するというところでどうでしょうかね。

○佐藤専門委員 僕もこれをずっと見ていて気づいたことが1つあって、ほかの国でも同じように出ているのですね。だから、廃止になったところが何頭か書いてあって、それをちょっと見たときに、これは確かにミスが起こりやすいので、一番最初の部分で説明がきちんと書かれていれば、その後の説明が要らなくなるのかなという気がしていたのです。

以上です。

○横山座長 松田専門委員、お願いします。

○松田専門委員 細かいことなのですが、17ページのカナダの枠で「24か月齢の」とありますけれども、これはそれを超えるということが要るのかなと思ったのですが。

○横山座長 そうですね。「超」を入れるのでしょうかね。

○水野課長補佐 失礼いたしました。ありがとうございます。ここは修正をさせていただきます。

○松田専門委員 ありがとうございます。

○横山座長 ほかは何かございますか。

では、先ほどの表8は、少しこちらで説明の仕方を考えさせていただくということで進めたいと思います。

それを受けて、一応、31ページ目のまとめの部分、これは今回初めて出てくるパートだと思いますので、ここは私のほうから確認のために読み上げさせていただきます。

「生体牛のリスク」に係る措置としまして、生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置が講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置が解除されている。

2番目として、国内安定性については、全ての動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。

3番目としまして、国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。

その次に、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置としましては、SRM除去は、食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在SRMとして設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。

それから、と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、BSEを疑う牛はフードチェーンから排除される。また、ピッシング等の交差汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。

また、MRMについては、牛由来の原料から製造することは禁止されている、というようなまとめになります。

以上のことを受けまして、事務局から紹介いただいたとおり、ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に関する評価結果につきましては、月齢制限を条件なし及び必要なSRMの範囲を設定した上で、人へのリスクは無視できるとすることを本調査会の結論としてよろしいでしょうか。同意いただける場合には、同意カードの提示または丸

印等でお示しください。

(同意の意思表示あり)

○横山座長 よろしいですね。どうも皆さん、ありがとうございます。

では、評価結果について同意が得られましたので、先ほどの佐藤先生からの指摘事項に関する修正の文言等は、私のほうで考えて、一度皆さんに御意見を伺うような形にしたいと思います。それで、今後必要な修正を行った上で、食品安全委員会のほうに報告をさせていただきます。報告後はパブリックコメントが行われる予定です。

1 番目の議事につきましては、以上のとおりとさせていただきます。

続きまして、議事（２）の「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について」を行いたいと思います。

参考資料２を御覧ください。まず、こちらのほうも、これまでの経緯について簡単に振り返りたいと思います。また、この資料に記載されているとおり、今般の諮問事項（国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）は、健康と畜牛のBSE検査の廃止と併せて、まず2015年、平成27年12月に厚生労働省より食品健康影響評価実施の要請がありました。健康と畜牛のBSE検査の廃止に係る評価につきましては、本件に先立って審議を行い、既に2016年、平成28年に評価結果を通知しております。現在、我が国でも健康と畜牛のBSE検査は廃止されています。

その後、国際獣疫事務局のコード改正の議論に伴う審議の一時中断を経て、昨年８月、第124回プリオン専門調査会において審議を再開することと決定し、改めて起草委員より評価の考え方の案について検討いただき、その内容について、前回、第131回プリオン専門調査会において審議をいただいたところです。本日は、その前回の調査会の審議及びその後の起草会議の内容を踏まえた現時点での評価書（案）たたき台について御審議いただきたいと思います。

まずは事務局より資料の説明をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、御説明させていただきます。資料２、３、４、参考資料が２と３－１から３－３になっておりますが、本日、資料２と資料４のほうを主に御審議いただきたいと思います。

まず最初に、厚生労働省からの諮問内容について改めてもう一度確認をさせていただきますので、再び参考資料２を御用意いただければと思います。

先ほど座長より御説明がございましたが、本件は平成27年12月に健康と畜牛のBSE検査廃止と併せて厚生労働省より諮問を受けたものでございます。諮問内容ですけれども、参考資料２の諮問文書になりますが、こちらの（２）及び（３）がSRMの範囲の変更となっております。

具体的な内容としましては、１ページめくっていただきまして、３ページ目の一番上で

す。(2) SRMの範囲となっておりまして、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部及び脊髄」に変更した場合のリスクを比較となっております。

本件につきましては、WOAHコードの改正に伴いまして、審議を一時中断しておりましたが、昨年8月に審議を再開するといったことを決定いただきまして、また、その後、起草委員による評価書(案)作成について御同意をいただきました。そちらを踏まえて、前回の第131回プリオン専門調査会において起草委員による起草会議の議論を踏まえた評価の考え方の案について御審議をいただいたという状況でございます。

前回の131回プリオン専門調査会での御審議について簡単に振り返りたいと思いますので、続いて、参考資料3-2と参考資料3-3を御用意いただければと思います。

参考資料3-2が起草委員による検討の概要ということで、主に○で書いてあるものが3点ございます。1点目としまして、まず第120回プリオン専門調査会での評価の考え方の案を基本として検討するということ。特に黄色くハイライトされているところが今回のポイントとしております。今回の審議では、L-BSE由来の脊柱を摂食することによるvCJDを含む人でのプリオン病発症の可能性を判断する必要があると考えられる。

それから、2つ目の○としまして、非定型BSEについての議論を行う前提として、まずは定型BSEの状況について、現状を含めて改めて確認をしたということになります。

最後、L-BSE由来の脊柱の人へのリスクを検討する場合、その感染価を踏まえてハザードとして特定し、記述が必要であることとなっております。

さらにその下に、評価に当たっての前提としまして、各種伝達実験における取扱い、また査読付き公表論文を基本とする。また、*in vitro*の結果についての取扱いといったところも併せて御検討をいただいたところでございます。

これらを踏まえて、前回、第131回プリオン専門調査会では、続いて参考資料3-3でお示ししている評価の考え方(案)について御審議をいただいたところで、こちらも簡単に御説明をさせていただきます。

参考資料3-3、評価の考え方(案)となっておりますが、その下に大枠としまして、今般の評価依頼に対してハザードを特定し、現在までに得られた科学的知見について整理をしております。その下に評価のポイントと書かせていただいております。まず評価の前提を踏まえた上で、いわゆるリスク評価の4つのステップに沿って整理をしていくこととなっております。この評価の前提ですけれども、まずBSEの現状、発生状況等、それから国内におけるBSEに係るリスク管理措置の実施や遵守状況について確認をする。

その上で、ハザードの特定としまして、こちらは定型BSEと非定型BSEに分けて、定型BSEについては飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後日本において発生する可能性はほとんどない。それから、非定型BSEにつきましては、H-BSEについては、これまでの知見から人への感染の可能性は確認できていない。L-BSEについては、これまでの知見から人への感染の可能性は否定できない。また、これまでの牛体内における異常プリオンた

ん白質（PrP^{Sc}）の蓄積分布を考慮し、今般、評価依頼を受けた見直し範囲のうち、回腸遠位部と扁桃につきましては、PrP^{Sc}の蓄積の可能性は低いですが、背根神経節には蓄積が認められるということで、その下、L-BSE由来の脊柱の背根神経節に蓄積するPrP^{Sc}をハザードとして特定するとしております。

続いて、その下のハザードの特性評価としまして、特定されたハザードに関する現時点における科学的知見を整理することとしておりまして、大きく4つの項目をお示ししております。こちらは今後の御審議によって変わる可能性もございますので、現時点で考えられる案として記載をしているという状況でございます。

続きまして、その下、ばく露評価としまして、ハザードのばく露状況を確認するという事で、脊柱がどのように利用された上で食用として人の口に入るか、また、どれぐらいの量が供給されるかといった利用可能なデータについて確認をした上で、日本におけるDRGのばく露を検討するとしております。こちらは後ほど御説明する内容と関連したものとなっております。

これらを踏まえて、最終的に総合的なリスク判定を行うといった内容を御審議いただいたところでございます。

こちらを踏まえて、起草会議での御議論も踏まえまして現時点での評価書の目次（案）といったところを御説明させていただきます。

続きまして、資料3を御準備いただければと思います。資料3は、評価書（案）の全体像をお示しするという事で、評価書目次（案）の新旧対照表となっております。前回、第131回プリオン専門調査会でお示した目次（案）からの変更点に下線を引いてお示しております。右側が前回お示した内容、左側が現時点での案となっております。このうち主な変更点として御説明させていただきますので、主に左側の新しいほうを御覧いただければと思います。

1 ページ目の真ん中辺りに「Ⅱ．評価の考え方」となっておりますが、そちらの「3．留意すべき事項」を追加しております。先ほどこちらの御説明をさせていただいた起草委員による検討の概要の一番下の内容となっております。伝達実験ですとか文献、*in vitro*試験の取扱い等について、こちらに項目を追加しております。

次に、その下の「Ⅲ．評価の前提」になりますが、こちらの（2）非定型BSEの発生状況ですが、ここは単純に項目の位置を移動したという形となっております。

続きまして、めくっていただきまして、2 ページへ行っていただきますと、同じくⅢの評価の前提になりますが、「2．日本におけるBSE対策」ということを書いておりますが、こちらの（1）「生体牛のリスク」に係る措置の中の⑤レンダリング事業場・飼料製造事業場等の監視体制と遵守状況といったところを追加しております。先ほども御説明させていただいたとおり、評価の前提としまして、現在のBSE国内対策の規制ですとか遵守状況を確認するという事となっておりますので、ここは交差汚染防止対策と遵守状況といったところを分けて記載する案としております。

その下、2ページの下のほうになりますけれども、(3)としてその他となっております。ここはこれまでも輸入牛肉の評価等でも記載している内容を追加した形となっております。

また、2ページから3ページ目にかけまして、「3. BSEとヒトのプリオン病」としまして、もともと別の場所にあったvCJDの項目をこちらに移動しまして、CJDのサーベイランスといった項目を追加しているという形になります。

さらにその下、「4. まとめ」としまして、こちらの「Ⅲ. 評価の前提」のまとめをここで一旦するというような構成としております。

続いて、その先、3ページ目の「Ⅳ. PrP^{Sc}の分布に関する知見」ということで項目を新たに追加しております。こちらは前回の案のところに基づいて、まずは蓄積分布を確認した上でハザードを特定するといったことになっておりますので、こちらを追加しているという状況でございます。

続いて、4ページの一番上に行っていただきまして、「Ⅴ. 評価に係る知見の概要」ということで、前回から項目を追加しておりますが、こちらは今後御審議いただく内容に沿って追加、修正をしていきたいと考えております。

最後の「Ⅵ. ばく露状況」につきましても、今、仮ということで項目を立てておりますが、こちら先生方の御意見ですとかリスク管理機関から提出される情報等によって、今後、修正、追加を行ってまいりたいと思います。

全体像としましては、今このような形で整理をしております。こちらを踏まえて、現状の評価書(案)のたたき台ということで御説明をさせていただきますので、資料2を御用意いただければと思います。

今の御説明と重複するところもございまして恐縮ですけれども、最初のページ、1ページが今申し上げた目次を載せているところです。全体的な構成につきましては、今後の審議によって変更もあると思いますけれども、現状として、こちらに記載しております。

本日、こちらのⅠからⅢの途中まで、「Ⅰ. 背景」から「Ⅲ. 評価の前提」の「1. BSEの現状」ということで、目次で言いますと22行目までを御審議いただきたいと考えております。

それでは、4ページをお開きください。「Ⅰ. 背景」ということで、「1. はじめに」といった形で、これまでの経緯を記載しております。

1段落目からが、英国でBSEが発生した経緯から、2001年に日本国内で初めてBSEが確認をされたといったところ、それから、2段落目に行きまして、12行目、BSEの国内対策としまして、これまで国内対策に係る評価の内容を簡単に概要として記載しております。

それから、3段落目、24行目になりますけれども、ここは最新の国内評価としまして、2016年8月、これは月齢撤廃の評価になりますけれども、ここの内容を記載しまして、最後、31行目からは、日本におけるWOAHによるBSEリスクステータスの状況ということで、「無視できるBSEリスクの国」に認定されているといった形で背景を記載しております。

続きまして、5ページをお開きください。こちらは「2. 諮問の背景」ということで、今般の厚生労働省からの評価依頼につきましては、平成27年（2015年）に健康と畜牛のBSE検査廃止と合わせて、食品健康影響評価の要請があったということであることを、こちらに記載しております。

その下に○で5つの項目、ここは当時、厚生労働省から諮問の要請があった2015年12月時点における諮問の趣旨と背景を抜粋して、記載をしているという形になっております。

19行目からが、2016年8月、こちらは現時点での最新の国内評価になりますけれども、この評価以降、国内では評価結果に基づくリスク管理措置が実施されており、この間、定型及び非定型ともに新たなBSEの発生は確認をされていない。また、WOAHによるBSEリスクステータスにおいても「無視できるBSEリスクの国」を10年以上維持している。

今回、プリオン専門調査会では、こういった状況を踏まえて、現時点でのBSEに係る知見を整理して、国内と畜牛に関するSRM範囲の変更に係る食品健康影響評価を取りまとめたといった形で現状では記載をさせていただいております。

27行目からが「3. 諮問事項」となっておりまして、ここは先ほど御説明させていただきました厚生労働省からの諮問事項の抜粋となりますので、こちらの説明は割愛させていただきます。

以上を踏まえました上で、7ページをお開きください。こちらが「II. 評価の考え方」となっております。まずここでは、これまでの食品安全委員会における国内評価といった過去の評価の概要を1. として記載しております。

その後、30行目から「2. SRMの範囲の見直しに係る評価の基本的考え方」といった形で今回の評価の考え方を記載する案としております。

まず最初のほうの御説明ですけれども、2行目に行っていただきまして、「1. 国内BSE対策の見直しに係る食品安全委員会における過去の評価」ということで、3行目から、BSE国内対策の見直しに係る過去の評価、2013年5月、こちらとはと畜場でのBSE検査月齢を30か月齢から48か月齢に引き上げたものになりますけれども、こちらとあと2016年8月評価、月齢撤廃の評価では、BSEを定型BSEと非定型BSEに分けて考えた。定型BSEについては、「生体牛のリスク」及び「食肉処理に関連したリスク」の観点から、前提となるリスク管理措置の実施状況の点検を行い、全体のリスクを判断した。特に「生体牛のリスク」については、適切なリスク管理措置の実施を前提に、「直近11年以内に生まれた牛で定型BSEが確認されているか否か」についても目安とした。非定型BSEについては、実験的・疫学的見地から、定型BSEと同様のリスク管理措置を前提として、「非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低い」と判断した。

直近の国内対策の見直しに係る評価である2016年8月評価では、定型BSE及び非定型BSEについて、以下のとおり評価をしているとしまして、16行目から概要を記載しております。まず1ポツ目ですけれども、日本においては、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、定型BSEが発生する可能性はほとんどないものとした、2013年5月評価書の評価

は妥当であると考えられる。

19行目から2ポツ目になりますが、非定型BSEに関しては、現在までに得られている知見に基づけば、H-BSEについては、実験動物への感染実験の結果から人への感染の可能性は確認できず、EUにおけるH-BSEの発生頻度は、2歳齢以上の牛100万頭につき、年当たり0.07頭と極めて低い。

3ポツ目が23行目からになりますが、L-BSE感染牛の脳組織については人への感染の可能性が否定できないが、現行のSRM以外の組織の感染性は極めて低いと考えられる。日本またはEUにおけるL-BSEの発生頻度は、2歳齢以上の牛100万頭につき、それぞれ年当たり、0.07頭または0.09頭と極めて低い。また、これまでに、疫学的に非定型BSEとvCJDを含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はないといった形で過去の評価をまとめております。

続きまして、7ページの30行目から、今般のSRMの範囲の見直しに係る基本的な考え方として、先ほど御説明させていただきました参考資料3-3、前回御審議いただいた内容をこちらに反映する形として、現時点での案という形で記載をさせていただいております。

先ほどの参考資料3-3で評価のポイントとしまして、最初にBSEの発生状況ですとカリスマ管理措置の遵守状況といった評価の前提について、まず確認をした上で、ハザードの特定を行い、次にハザードの特性評価、ばく露評価を踏まえて、最終的な総合的なリスクの判定を行うといった形の案で御審議をいただきました内容を、こちらの文章に落とししたといったような形になっております。

こちらは31行目から記載しておりますので、確認をさせていただきます。31行目から、「厚生労働省からの諮問事項及び食品安全委員会における過去の評価を踏まえ、本評価の考え方について、以下のとおり検討を行った。日本では2002年1月に出生した1頭を最後に、以降22年の間に生まれた牛にBSE陽性牛は確認されていない。2016年8月評価では、「日本においては、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、定型BSEが発生する可能性はほとんどない」とした2013年5月評価書の評価は妥当としており、その後の状況を見ても、当該評価結果に影響を及ぼす新たな知見は確認されていない。」としております。まずはこちらについて、このような認識で問題ないかといったところもお伺いしたいと思います。

続きまして、8ページの3行目からになりますが、「非定型BSEについては、定型BSEとは異なり、比較的高齢の牛で発生し、かつ低い有病率で推移しており、孤発性に発生してきたことを示唆するものであるとされている。非定型BSEのうち、現在までに得られている知見に基づけば、H-BSEについては、実験動物への感染実験の結果から、人への感染性は確認できていない一方で、L-BSEについては、感染牛の脳組織については人への感染の可能性は否定できないが、現行のSRM以外の組織の感染性については極めて低いとされている。」

続いて、11行目からになりますが、「厚生労働省からの諮問事項に関し、SRMの範囲の変更に伴うリスクの変化は、脳と脊髄は引き続きSRMとして管理されることを考慮す

れば、国内でと畜される牛由来の全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の脊柱の接種に由来する人への健康影響である。

以上より、今般の評価において、厚生労働省からの諮問事項に関し、以下の項目について検討を行った上で、ハザードを特定することとした。」としておりまして、その下にステップごとに①から③までを記載しております。

20行目からが①としまして、評価の前提となる国内におけるBSEリスク管理措置の実施状況について、過去の評価書に倣い、以下の項目に関する最新の状況を点検するとしております。1 ポツ目が「生体牛のリスク」に係る措置について、侵入リスク、国内安定性、サーベイランスによる検証、2 ポツ目が「食肉処理に関連したリスク」に係る措置について、SRMの除去、と畜処置のプロセス等。こちらは基本的にこれまで国内評価ですとか輸入牛肉の評価においてリスク管理措置の遵守状況を確認する際の項目と同様となっております。

続きまして、29行目からが②としまして、現在、SRMに設定されている部位を含め、異常プリオンたん白質の分布に関する感染実験等の結果について、これまでの知見を整理した上で、SRMの範囲の変更に伴う人への健康影響について検討する。

34行目からが、③としまして、①及び②を踏まえて、ハザードを特定し、関連する科学的知見の整理を行った上で、総合的にリスク判定を行うとしております。

次のページ、9 ページへ行っていただきまして、「3. 留意すべき事項」として、こちらの評価の考え方に当たっての留意すべき事項を記載しております。

2 行目からが（1）人への健康影響としまして3点挙げております。1 ポツ目が非定型BSEプリオンの人への感染性に関連する知見として、各種実験動物への感染実験が報告されており、投与経路としては主に経口投与と脳内接種が実施されているが、食品を介した人の健康に及ぼすリスクを検討するに当たっては経口投与実験による知見がより現状を反映しているものであることを考慮する。

2 ポツ目が各種動物実験における高感度検出法、例としましてRT-QuIC法、PMCA法等に係る知見については、その結果を科学的に判断することとする。

3 ポツ目としまして、vCJDを含むプリオン病については、現時点で治療法が確立されていないことを考慮するとしております。

続いて、13行目からが（2）非定型BSEへの対応としまして、非定型BSEについては、孤発性の可能性が示唆されているが、原因については明らかになっていないことから、現状では、孤発性または汚染飼料由来の両面から検討するという形になっております。

以上が「Ⅱ. 評価の考え方」となっております。

まず、こちらの章について、前回御審議いただきました内容に沿った形になっているかも踏まえて御意見等をいただきたいと思いますと考えております。

次に、こちらの評価の考え方を基本としまして、次の章も御説明をさせていただきます。

10ページに行ってくださいまして、「Ⅲ. 評価の前提」、ここは前回の評価の考え方にお

いて最初に記載しております評価の前提ということで、BSEの現状ですとか、日本におけるリスク管理措置の実施、遵守状況を確認するという形になっておりますけれども、そのうち最初のBSEの現状といったところの項目となっております。

こちらの2行目から「1. BSEの現状」としまして、(1)は世界のBSE発生頭数の推移を記載しております。ここは基本的にこれまでの評価書からの引用となっておりますが、4行目以降にBSE発生当初からの累計数であったり、発生のピークから徐々に減少して、近年では年間数頭にとどまっていると、また、そのほとんどが非定型BSEであるといったこと。この減少については、特に英国での発生数の減少が大きく寄与したという内容が記載をされております。

11行目からは、日本においては2002年1月に生まれた牛を最後に、22年の間に生まれた牛にBSEが発生していない。これらの状況を踏まえて、BSEのリスクは国内外で大きく低下しているといった内容をこちらに記載しております。

なお、今年5月に英国のほうで発生しました定型BSEについては、脚注として補足する形で記載をさせていただいております。

続きまして、16行目からが(2)非定型BSEの発生状況としまして、17行目以降は非定型BSEに関する基本的な説明事項といった形になっております。

24行目からが、2023年5月末時点の非定型BSEの発生状況、またその推移の状況について、表1と図2で後ほど示しているといった内容となっております。

28行目以降ですけれども、非定型BSEの発生状況に関して、日本と主に発生の多いEUにつきまして、①と②でその後分けて記載をしているという状況になります。

31行目からが①日本における発生状況ということで、日本においては、L-BSEが2頭発生しているのみで、H-BSEは発生していないというところ。それから、非定型のJP8について、PrP^{Sc}の蓄積が通常に比べて非常に低いということについて、これまでの評価書でも記載をしている内容を引用しております。

続く11ページへ行っていただきますと、②が11行目からEUにおける発生状況となっております。2001年から2022年までのEUの28か国、このEUの国については変遷がありますので、こちらは脚注に細かいところは記載をさせていただいた上で、累計の検査頭数を記載しまして、このうち142頭が非定型BSEとして報告されているという内容を記載しております。また、2014年のEFSAのレポートからの引用としまして、EUにおいて検出されたH-BSEとL-BSEの症例のほとんどが8歳以上と高齢であること及び有病率が明らかに低いことは、非定型BSEが孤発性に発生している可能性を示唆していると報告しているという内容につきましては、特段新しい情報ではございませんけれども、これまでの評価書でも引用しておりますので、そのまま記載をしているところでございます。

それ以降、12ページから14ページまでにかけては、参照としている図ですとか表を掲載しております。こちらは評価書作成時点でまたアップデートをさせていただきたいと思っております。

続いて、15ページ以降に（３）、（４）、（５）としまして、（３）が各国のBSE検査体制、（４）が各国の特定危険部位（SRM）、（５）が各国の飼料規制といったところを記載しまして、16ページ以降にこちらの表にまとめたものを掲載しております。こちらにつきましては、基本的には議事（１）のベルギーの評価書（案）で御審議いただいた内容とほぼ同じような状況となっておりますので、ここでの御説明は省略をさせていただきたいと思います。

以上が現時点での評価書（案）たたき台になります。

続きまして、もう一点御審議いただきたい事項としまして、資料４を御用意いただきたいと思いますのですが、資料４と参考資料３－３、参考資料４を御用意いただければと思います。資料が行ったり来たりで大変申し訳ございません。

参考資料３－３の一番下、ばく露評価のところ、脊柱がどのように利用された上で食用に供されるか、どれくらいの脊柱がフードチェーンに供給されるか等の利用可能なデータを確認した上で、ばく露量について検討となっております。今回この部分を検討するに当たって必要となるデータをまずリスク管理機関のほうに確認してはいかかかと考えておりますが、確認するに当たって必要な項目ですとか内容について御意見をお伺いしたいと考えております。

こちらに関連する資料としまして、参考資料４をお配りしておりますけれども、こちらは2001年にBSEが国内で発生した後に、OIE、現WOAHがBSEコードで脊柱をSRMに追加するといったことを受けて、日本国内でもその検討が行われたということで、その際に、平成15年に厚生労働省が国内の自治体ですとか業界団体にヒアリングを行った結果という形になっております。これは第１回プリオン専門調査会の資料ともなっているものでございます。

このヒアリングにつきましては、この当時の１週間程度ということで限られた期間となっておりますけれども、業界団体と都道府県に対して調査依頼を行ったものという形になっております。

こちらの９ページにフローチャートが載っております、と畜場から枝肉になるまでの流れといったものが示されております。と畜場から枝肉のまま小売り段階で流通して、そこで脱骨、要は骨が取り除かれる場合があるのですが、それ以外にも小売り段階に至る途中で脱骨して部分肉として流通する場合もあると。基本的にはと畜場で枝肉となった後に食肉処理場において脱骨をされるものですが、全部が全部というわけでもなく、飲食店にそのまま卸される場合ですとか、食肉販売店に行く場合などがあるということで、かなり経路としては複雑なルートを経由するということになっております。

小売り段階の途中で脱骨して部分肉として流通する場合に、例えば大手の業者さんが経営する大規模なカット処理場で行われる場合と、小規模なところでカットされる場合と様々なパターンがありまして、どの段階でどれくらいの脊柱がこういった形に外されるのかといったところは分からないというような回答が当時なされております。

基本的には食用の枝肉としてと畜場から出荷されていくのですが、そこから脱骨

された骨に関しては、脊柱以外の骨も含めまして、用途としては、真ん中ぐらいにいろいろ書いてありますけれども、食用となるエキスを製造する、もしくは肉骨粉になる、こちらは当時使用不可となっておりましたので焼却されることになっておりますけれども、蒸製骨粉のようなものについて肥料として使ったり、油脂の場合には肥料や飼料として使う。それから、ゼラチンについては、この当時は日本を含めてBSE発生国の骨は使っていないというような状況であったところでございます。

飲食店に搬入された場合ですけれども、そこで調理をされる、例えばスープを作るといような可能性もあるということで、非常に様々な用途で、様々な場所で、どれぐらい搬出されるか、どれぐらい処理されるかというような調査を行ってはいるのですけれども、当時もなかなか難しかったという状況でございます。

今回どれぐらいのものがどういった用途で使われるかというところを確認するに当たって、リスク管理機関のほうに確認する内容の案としまして、資料4を御用意しております。再び資料4に戻っていただければと思いますが、こちらは前回の起草会議で起草委員の先生方に御議論いただいた内容となっております。

こちらの前半のほうは経緯になりますので省略をさせていただきますが、脊柱のばく露状況を確認するに当たりまして、まずその使用実態について確認する必要があるということで、先ほど御説明しました平成15年に厚生労働省が調査した内容、以降、利用可能なデータが公表ベースでは現時点では確認ができていないというところで、当時の状況の再確認のほかにも、現在の使用実態といったところを確認するという趣旨で、どういう情報が必要かといった御意見を先生方にお伺いしたいと思っております。

真ん中以降に確認事項にする案といたしまして幾つか記載をさせていただいております。

1つ目としましては、平成15年、当時の状況についてさらに詳しい情報があれば御提供いただきたいというところ。

2つ目につきましては、BSE発生当初にSRMとして規制されて以降、SRMの変遷が幾つかございまして、こちらについては裏面のほうに表として参考、国内のSRMの変遷という形で載せておりますが、このうち脊柱についての変更があった際にどのような状況の変化があったかといった情報があると、今回の議論の参考にもなるのではないかとということで、こちらを入れております。

再び1ページに戻っていただきまして、「3. 現在の脊柱の利用状況について」ということで、現時点で30か月齢超の脊柱はSRMですけれども、30か月齢以下の脊柱は使用が可能という状況でありますので、その利用実態がまずあるのかどうかというところ。ある場合には、どういった用途で利用されているのか、ない場合には全て焼却されているということでよいのか。この用途ですけれども、先ほど参考資料4でお示ししましたフローチャートで用途が書かれておりましたけれども、ここから用途として変更があるのかどうかといったところと、本調査会としましては、人の口に入るものがどのようなものなのかといったところがやはり重要だと考えておりますので、いろいろとある用途の中で、人の口に入る

ものとして可能性として考えられるものが、食肉、例えばカット肉として出荷されるようなもの、それから食肉製品等の原料となるようなもの、また、飲食店に行ってスープの原料になるといったようなもの、もしくは食肉処理場で肉を取った後に骨として搬出されたものが、今度、別のものを作る場合に利用されるということで、恐らくゼラチンやコラーゲンもしくはエキスといったものが大きなものではないかと考えております。

ですので、大きく分けまして、まず肉として食べるものと、あとエキス、ゼラチン、コラーゲン、こういったものが人の口に入るものとしては想定できると考えておりますけれども、そのような形で問題ないかといったところと、それぞれの利用割合、どれぐらいの量を使っているかといったようなところを確認してはいかがかというような内容となっております。

特に直接脊柱をそのまま口に入れる可能性があるのであれば、Tボーンステーキなどが考えられるのではないかと思っているのですけれども、もしそういったものが確認できるようであれば、その割合ですとかといった内容になっております。

ここはあくまで30か月齢以下の話ということになりますので、もしこういった実態が現状分かるのであれば、そこを30か月齢超のものに外挿するという形で考えております。

最後、2ページの上のほうの最後のポツのところ、業界等からこういう脊柱の利用の要望があるのかというようなところを記載しております。

現状このような内容に加えて確認すべきこと等がありましたら、先生方にお伺いしたいと思っております。

長い説明となりまして申し訳ございませんが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局から評価の考え方及び起草会議からの現時点での評価書（案）たたき台について、また、ばく露評価を実施するに当たって必要なデータをリスク管理機関へ紹介する項目案について説明いただきました。本日は、主にこの2点について皆様に御審議をいただきたいと思います。

まず、起草委員の岩丸専門委員から何か補足があればお願いいたします。

○岩丸専門委員 岩丸から補足はございません。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

事務局のほうに高尾専門委員、福田専門参考人から何かコメントいただいているでしょうか。

○小財評価専門官 事務局です。

今回欠席の高尾専門委員と福田専門参考人からも追加の意見ですとか修正等はないということで御連絡いただいております。

以上です。

○横山座長 どうもありがとうございます。

それでは、順番に審議していただきたいと思います。まずは現時点の評価書（案）たたき台ですね。資料2となりますけれども、こちらのほうから、この評価書（案）たたき台について御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。特に7ページの「Ⅱ．評価の考え方」、「2．SRMの範囲の見直しに係る評価の基本的考え方」につきましては、前回、第131回プリオン専門調査会で審議いただいた評価の考え方の内容に沿ってこの案がつくられております。こちらについて、その内容に沿ったものとなっているかどうか。また、項目として足りないものがないかといった観点から検討いただければ幸いです。では、よろしく願います。

筒井専門委員、お願いします。

○筒井専門委員 少し細かいことで恐縮なのですが、8ページのところで16行目からハザードの特定を以下の3つで進めるとなっているのですが、3番目のところを見ると、ハザードの特定、さらにリスク評価というところまで、③のところですね。16行目では、以下の項目について検討を行った上で、ハザードを特定すると。つまり、ハザードの特定のプロセスのみを書いているのにも関わらず、最後はリスク評価まで言っているのです、これはどっちを書くのかということを少し整理されたほうがいいのかという気がしました。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

そうですね。順を追って進めていく形になるのかなと思いますね。

○水野課長補佐 事務局ですけれども、よろしいでしょうか。

筒井先生、貴重な御意見をありがとうございます。ここは起草委員の先生方と記載ぶりを検討させていただくというような形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ここの流れにつきましては、起草委員の先生方とまた別途確認をさせていただきたいと思います。

○横山座長 ほかに何かございますか。中村桂子専門委員、お願いします。

○中村桂子専門委員 丁寧にありがとうございます。

9ページの留意すべき事項のところですが、ここは考え方を分かりやすくまとめていただいてありがとうございます。（1）人への健康影響となっていますが、ここは非定型BSEの人への健康影響だけであれば、それを加えたほうがよいと思うのですが、そうでなければ今のもので結構だと思います。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

○中村桂子専門委員 前段で書いておられるので、もしここも人への健康影響とするのであれば、定型と非定型のことを丸ポチに加えるという方法もあるかもしれません。あまり大きいことではないのですが、見出しで見たときにそれが分かりやすくなっていると読み

やすいのではないかということです。

○横山座長　そうですね。評価としては、BSE全体を評価するという形になりますので、そこが誤解のないように、その中で非定型BSEにフォーカスする部分についてはそれを明記するというような形で全体を整理していきたいと思います。どうもありがとうございます。

ほか何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、現在の案につきまして、先ほど筒井先生から指摘がありましたように、ハザードの特定と、それからそれに続くハザードのリスク評価の部分を明確に区分して記載していくということと、今、中村桂子先生から御指摘がありましたように、全体としてはBSE全体の評価であるということで、その中の記載の項目で、定型BSEについての評価なのか、または非定型BSEについての評価なのかということが全体として明確に分かるような形で記載を進めていくというような形で適宜修正をまた加えていきたいと思います。

ほかに何か御意見ございますか。よろしいでしょうかね。

それでは、本日の審議内容につきまして、事務局で取りまとめた上で、また資料へ反映いただき、必要に応じて専門委員への回付等をお願いいたします。

また、本日の内容を踏まえまして、さらなる御意見や提供いただける知見等がございましたら、追って事務局までお知らせいただければ幸いです。事務局におかれましては、次回以降の審議に必要な資料等について。

○水野課長補佐　横山先生、申し訳ございません。もう一点、ばく露評価のところの資料につきましても先生方の御意見等を伺えればと思っております。資料4のほうですね。

○横山座長　そうでしたね。ごめんなさい。では、資料4について、牛脊柱の喫食、ばく露状況に係る情報収集について、厚生労働省に問い合わせる項目についての過不足というか、もっとこういったところを聞いたほうがいいという案がございましたら、お知らせください。お願いします。

筒井専門委員、お願いします。

○筒井専門委員　私ばかりですみません。これは聞くかどうかという話ではないのですけれども、関係しているのかな。要はハザードの特定のところで背根神経節の話があって、EUは先行して解除しているということですね。それに関するデータがあまりないということとは承知しているのですけれども、リスク評価機関からの見解とか、何かそういうことは入手できるのかできないのか、よく分かりませんが、そういうのがもしあればというのが1点。

それと、日本のばく露リスクということで、脊柱を使うことがどれぐらいあるかということを確認するということなのではあるけれども、実際にEUではどれぐらい使っているのだろうと。いわゆるばく露リスクが低い中で、それは排除したということはないのかということについて、もし分かればです。統計とかはなかなかないだろうと思うので、もしそういう知見があれば、あると参考になるかなと思いましたので。

○横山座長　ありがとうございます。

EUのリスク評価機関の評価の件については、これまでも情報を集めようとしているのですが、なかなか明確なところが出てこない。事務局にも頑張ってもらっているのですが、よく分からないというのが実態のところ。また引き続き情報収集には努めていきたいと思います。

○筒井専門委員 分かりました。

○横山座長 EUがどれだけ使っているかというのは、事務局のほうで、調べていただくことはできますか。

○筒井専門委員 無理だったらいいです。もし分かれば結構ですので、この質問リストに載せる必要はないので、もしそういう関連情報があれば、あるといいなと思ったという意見です。

以上です。

○水野課長補佐 ありがとうございます。いずれにしても確認の上、お知らせをさせていただきますと思います。

○横山座長 いずれにしても、これは厚生労働省に聞くような話ではないので、今回の情報収集の項目とはまた別立てになりますね。

○筒井専門委員 それでよろしいかと思います。もし情報があれば、関連情報が入手できればということでもよろしいかと思います。

○横山座長 ほかに何かございますか。

では、こちらのほうはまた事務局のほうでぜひリスク管理機関への問合せを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議の内容は以上ですね。いただいた御意見について事務局で取りまとめた上で、資料へ反映いただき、必要に応じて専門委員への回付等をお願いいたします。

繰り返しになりますけれども、さらなる御意見や御提供いただける知見等がございましたら、なかなか非定型BSEに関する知見は限られていますので、そういったものがございましたら、追って事務局までお知らせいただければと思います。

また、事務局は、次回以降の審議に必要な資料等についてリスク管理機関等への確認手続を進めていただくようお願いいたします。

続きまして、議事の「その他」について、事務局から報告があると伺っております。お願いします。

○水野課長補佐 本年5月に英国で発生しました定型BSEについて、既に先生方には一旦情報提供させていただいているところですが、改めて簡単に御報告をさせていただきます。

本日、資料等は御用意しておりませんので口頭での御説明となりますが、英国スコットランドのエアシャー州で定型BSEが本年5月に発生したというところで、7歳半の牛となっております。こちらは死亡牛サーベイランスの中で摘発をされまして、英国においては2021年にも発生があったと。また、スコットランドでは2018年に発生がありましたということで、それ以降確認された最初の症例となっております。

英国では、2001年8月にEU規則と合わせて完全な飼料規制をされておりますので、飼料規制強化後に生まれた牛となっております。

こちらの牛ですけれども、フードチェーンに入ることはなく、廃棄をされております。

これに関して、10月に当局から疫学調査の結果が公表されておまして、子孫コホートが2頭、出生及び飼料コホートが45頭特定をされておまして、本事案の発生を受けて制限下に置かれたと。その後、対象となる牛のBSE検査を実施しておりますけれども、全て陰性であったということです。

発生農場及び摘発農場の両方において疫学調査が行われまして、最も可能性が高い感染源の特定というところには至っておりませんが、4つの潜在的なリスク経路が特定をされておまして、非常に可能性としては低い事象という形で、また、いずれも不確実性が高いといった形で評価をされているところです。

こちらの4つの潜在的なリスク経路につきましては、1つ目が汚染された飼料への偶発的なばく露ということで、飼料規制前に導入された飼料が古いサイロに残っていたのではないかという可能性。それから、2つ目が母子感染。それから、3つ目、4つ目が環境源として2つ挙がっておりますけれども、そのうち1つ目が出生農場で出産産物を介したBSE病原体の潜在的な存在へのばく露というところ、2つ目が農場もしくは地元の牛の埋葬ですね。2003年5月1日以前は合法であったということで、こういったものから汚染された地下水やほかの経路を介して出生農場でBSE病原体に潜在的にばく露されたのではないかといったことがその4つの経路として挙げられておりました。

結論としましては、当該陽性牛はフードチェーンに入ることはないということ、また、コホート牛の検査結果は全て陰性であったと。また、英国においては、高リスク牛ですとか死亡牛を対象としたサーベイランス監視体制が引かれていること、また、飼料規制により動物由来たん白質の牛への給与は禁止されていること、SRMの除去といったリスク管理の実施によりまして、BSE病原体が牛群の中で循環するリスクは無視できるレベルに保たれているといったこととなっております。

英国におけるBSE規制または飼料規制が破綻した証拠はなく、本事案が英国の監視システムが堅牢で効果的であるといったことを示す証拠であり、食品の安全性や人及び動物の健康に対する脅威はないといった形で報告書のほうに記載をされておりました。こちらのほうを簡単ですけれども御報告とさせていただきます。

以上です。

○横山座長 どうもありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

特にございませんか。よく分からない、原因までは特定できないけれども、少なくとも疫学報告書の内容を聞く限りは、英国におけるBSEリスク管理措置が破綻していることを示すことではなさそうだということだと思います。いずれにしましても、BSEが確認された場合には、その国におけるBSEのリスク管理措置状況等を確認していくということがこれ

からも非常に重要というふうに思われます。

プリオン専門調査会におけるリスク評価は、評価時点での飼料規制等のリスク管理措置が前提として行われております。評価の前提となる各国のBSEリスク管理措置の状況につきましては、引き続きリスク管理機関を通じてしっかりと確認していただきたいと思えます。

事務局から何かほかにございますか。

○水野課長補佐 特にございません。

次回につきましては、日程調整の上、お知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○横山座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。